

点検業務の細目及び基準

別表第 1

点検業務の実施項目

区分	電 気 工 作 物	実 施 項 目	摘 要	
監視	低使用電場線所路の及び設備 配線及び 機械器具	絶縁監視	(点検間隔延長のための絶縁監視装置の設置は認めない。)	
月次点検	電気設備全般	外部点検 (注)非常用予備電源装置については、外部点検以外に、発電装置は起動停止の状態を、蓄電池は電解液量をそれぞれ確認、点検を行う。	変圧器バンクごとの電圧・電流のチェック(配電盤等に計測器の取りつけてあるもの)及び漏洩電流の測定を行う。ただし、絶縁監視装置を設置している場合は漏洩電流の測定を省略することができる。	
年次点検	受電	責任分界点となる開閉器引込口配線	外部精密点検 * 1 絶縁診断測定	
		配線	外部精密点検 * 1 絶縁診断測定	
	設備	受配電盤	外部精密点検 * 1 絶縁診断測定	
		計器用変成器	外部精密点検 * 1 絶縁診断測定	
		保安装置(継電器)	外部精密点検 動作試験(表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により作動させる。)
		高圧遮断器 高圧開閉器類	外部精密点検 * 1 絶縁診断測定 動作試験(表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により作動させる。)

区分	電 気 工 作 物		実 施 項 目	摘 要
年	受 電 設	変 圧 器	外 部 精 密 点 検 * 1 絶 縁 診 断 測 定	
		そ の 他 機 器	外 部 精 密 点 検 * 1 絶 縁 診 断 測 定	
	備	接 地 装 置	外 部 精 密 点 検 * 2 接 地 抵 抗 測 定	
次	構 内 電 線 路	電 線 路	外 部 精 密 点 検 * 1 絶 縁 診 断 測 定	
		接 地 装 置	外 部 精 密 点 検 * 2 接 地 抵 抗 測 定	
点	使 用 場 所 の 設 備	配 線 及 び 機 械 器 具	外 部 精 密 点 検 * 3 絶 縁 抵 抗 測 定	
		接 地 装 置	外 部 精 密 点 検 * 2 接 地 抵 抗 測 定	
	検	非 常 用 予 備 電 源 装 置	発 電 装 置	外 部 精 密 点 検 絶 縁 抵 抗 測 定
蓄 電 池 装 置			外 部 精 密 点 検 絶 縁 抵 抗 測 定	絶縁抵抗測定は充電器の電源 電路のみ実施する。
接 地 装 置			外 部 精 密 点 検 * 2 接 地 抵 抗 測 定	
臨 時 点 検	受 配 電 盤		計 器 校 正 試 験	誤差が大きく校正試験が必要 なとき実施する。

区分	電 気 工 作 物		実 施 項 目	摘 要
臨 時	保 安 装 置		継電器動作特性試験及び遮断装置結合動作試験	
	高圧機器の絶縁油 (変圧器等)		絶縁油点検	過負荷、短絡等の実績があり点検を必要とするとき実施する。
			絶縁油の絶縁耐力及び酸価試験	絶縁油点検の結果により実施する。
点 検	非電 常源 用装 予置 備	発 電 装 置	制 御 装 置 試 験 (シーケンス試験)	
		蓄 電 池 装 置	セル電圧、液比重、液温の測定	
検	電 気 設 備 全 般		外 部 点 検	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施する。
	高 圧 遮 断 器	高 圧 開 閉 器	内 部 点 検	

- (注) 1. 年次点検で\*1を付した項目の絶縁診断測定とは絶縁診断又は絶縁抵抗測定の内何れかを実施する。
2. 年次点検で\*2を付した項目は過去の実績により、規定値を上回らないと判断される場合は、測定周期を延長することがある。
3. 年次点検で\*3を付した項目は絶縁監視装置の監視記録又は漏電遮断器の動作状況等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は測定周期を延長できる。
4. 外部精密点検（電気設備の運転を停止した状態）には端子締付点検を含む。

## 別表第2

### 1. 点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 漏電火災警報器、昇降設備等の取扱いに、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械群のように、取扱いに高度の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定（実施可能なものにかぎる。）以外の点検及び試験
2. 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のもののすべての点検及び試験
3. 密閉防爆形機器等のように構造上点検できない機器の外部点検及び絶縁抵抗測定以外の点検及び試験
4. 非常用予備発電装置の外部点検、起動停止試験、外部精密点検、絶縁抵抗測定制御装置試験（シーケンス試験）以外の点検及び試験（消防法で定める負荷試験等）
5. 有毒ガス発生箇所及び酸素欠乏場所に設置された機器や配線等の点検、測定及び試験

2. 上表に掲げる電気工作物については、発注者は、受注者の意見をきいて発注者の負担において、必要な点検又は試験を電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。

この場合、発注者は、受注者に点検又は試験の結果の記録を提示し、受注者は、必要に応じて指導又は助言するものとします。